

吉備町・金屋町・清水町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第2項の規定に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 吉備町・金屋町・清水町合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること
- (2) 協議会の専門部会の活動の進行管理等に関すること
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

- 2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事務に関して専門的に協議又は調整を行うため、幹事会に専門部会を置く。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(関係者の出席)

第8条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名		
吉 備 町	助 役	収 入 役	総務課長
金 屋 町	助 役	収 入 役	総務課長
清 水 町	助 役	収 入 役	総務課長